

あきる野市教育委員会 5 月定例会会議録

- 1 開催日 平成 24 年 5 月 28 日（月）
- 2 開催時刻 午後 2 時 00 分
- 3 終了時刻 午後 3 時 12 分
- 4 場所 あきる野市役所 5 階 505 会議室
- 5 日程
 - 日程第 1 議案第 14 号 あきる野市図書館協議会委員の任命について
 - 日程第 2 議案第 15 号 あきる野市民文化ホールの設置及び管理に関する条例
 - 日程第 3 議案第 16 号 平成 24 年度あきる野市教育委員会所管予算（第 1 号補正）について
 - 日程第 4 報告事項（1）あきる野市小中学校大規模地震対応訓練の報告について
 - 日程第 5 報告事項（2）あきる野市小中一貫教育推進基本計画策定委員会の設置について
 - 日程第 6 教育委員報告
- 6 出席委員

委員長	古田 土 暢 子
委員長職務代理者	山城 清 邦
委員	丹 治 充
教 育 長	宮 林 徹
- 7 欠席委員

委員	田野倉 美 保
----	---------
- 8 事務局出席者

教 育 部 長	鈴木 恵 子
指導担当部長	新村 紀 昭
生涯学習担当部長	山 田 雄 三
教育総務課長	佐 藤 幸 広
教育施設担当課長	丸 山 誠 司

学 校 給 食 課 長
指 導 担 当 課 長
生涯学習推進課長
公 民 館 長
スポーツ推進課長
国 体 推 進 室 長
図 書 館 長
秋川キララホール館長
指 導 主 事

小 林 賢 司
千 葉 貴 樹
関 谷 学
岡 野 要 一
木 下 義 彦
橋 本 恵 司
松 島 満
平 野 泰 弘
梶 井 ひとみ

9 事務局欠席者

指 導 主 事

加 藤 治 紀

開会宣言 午後 2 時 0 0 分

委員長（古田土暢子君）

ただいまからあきる野市教育委員会 5 月定例会を開催いたします。

本日は田野倉委員が欠席しておりますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 2 項に規定する定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

本日傍聴の希望がありますので、許可したいと思います。

事務局は加藤指導主事が欠席しております。

それでは、議事日程に従って会議を進めたいと思います。

まず、会議録署名委員の指名については、丹治委員と山城委員を指名します。

それでは、議事に入りたいと思います。

日程第 1 議案第 14 号あきる野市図書館協議会委員の任命についてを上程します。本件は人事案件ですので、非公開で会議を進めたいと思いますが、いかがでしょうか。

《異議なし》

委員長（古田土暢子君）

それでは、非公開で会議を進めます。

非公開で会議を進めますので、傍聴人の方は退席をお願いいたします。

＝非公開＝

委員長（古田土暢子君）

あと、ほかによろしいでしょうか。

質問がないようですので、質疑を終了いたします。

議案第 14 号あきる野市図書館協議会委員の任命については、原案のとおり承認することに異議はございませんか。

《異議なし》

委員長（古田土暢子君）

異議なしと認めます。

議案第 14 号あきる野市図書館協議会委員の任命については、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第 2 議案第 15 号あきる野市民文化ホールの設置及び管理に関する条例を上程します。

傍聴人の入室を許可します。

《傍聴者入室》

委員長（古田土暢子君）

提出者は説明をお願いします。

教育長。

教育長（宮林 徹君）

議案第 15 号あきる野市民文化ホールの設置及び管理に関する条例の議案を提出いたし

ます。

生涯学習担当部長より説明いたします。

委員長（古田土暢子君）

生涯学習担当部長。

生涯学習担当部長（山田雄三君）

それでは、ご説明させていただきます。

まず、提案理由でございます。

秋川キララホールの管理及び運営について、民間の能力を活用し、住民サービスの向上と経費の縮減を図ることを目的に指定管理者制度を導入し、効率的かつ効果的な管理運営を行うため、あきる野市民文化ホールの設置及び管理に関する条例の全部を改正する必要があるため、別紙のとおり委員会の承認を求めるものがございます。

恐れ入ります。次のページをお開きください。

まず、具体にご説明する前に、この条例改正に当たりましての考え方等についてご説明申し上げます。

まず第1点目として、今回の改正におきましては、指定管理者制度を導入できるような内容で改正をするものでございます。したがって、指定管理者が当該施設を管理運営できる旨を規定してございます。また、準用規定、指定管理者の業務の範囲、利用料金制などもあわせて規定をさせていただいております。この点については、後ほど改めてご説明させていただきます。

第2点目でございます。今回の改正の中で、市民等利用者に不利益となるような改正は一切行っておりません。

第3点目として、修正内容が複雑なためわかりやすさという観点から一部改正ではなく全部改正という形式をとらせていただきました。それにつきましては、ちょっと補足的に申し上げさせていただきますと、平成15年に出されました国の指針に基づきまして、指定管理者制度を前提とする条例の場合には開館時間、休日等の規定につきましては条例で規定するという指針が出されております。当該規定につきましては、現行の条例では規則の中で規定されているため、この指針を受けて条例への格上げ規定がされるなど、改正内容が現行の条例と大きく変わる点がございます。こうしたことから全部改正という形をとらせていただいております。

第4点目でございます。現行の条例では市長が主体として規定されておりましたが、市長から教育委員会に委任されている体育施設など他の設置管理条例にあわせまして、本条例につきましても、教育委員会を主体として規定をさせていただいた点でございます。

以上4点、まずご説明させていただきました。

それでは、具体の改正内容について、改正した条文を中心にご説明させていただきます。

恐れ入ります。条文をちょっと見ていただきまして、第5条「休館日」、第6条「使用時間」、第7条「使用期間」につきましては、施行規則及び運営規則で規定されていた内容を条例で規定したものでございます。したがって、内容等には変更はございません。

また、恐れ入ります、次のページをお開きいただきまして、第13条「施設の変更等について」、第14条「使用者等の遵守事項」、第15条「入場者の制限」及び第17条が次

のページになりますけれども、「現状回復の義務」、それぞれの規定につきましては、運営規則で規定していたものを条例で新たに規定するものでございます。内容については変わりはありません。

続きまして、19条でございます。こちらが指定管理する上で基本的な規定でございます。「文化ホールの管理」でございますが、指定管理者に管理を行わせることができる旨を規定したものでございます。以下、第20条「指定管理者が行う業務」、第21条「指定管理者の指定の手続等」、第22条「利用料金」及び第23条「準用規定」のそれぞれの規定を新たに加えてございます。

なお、第22条の「利用料金」につきましては、ホール等の使用料については、指定管理者の収入とする規定と、そういう内容になっております。

それから、もう一枚おめくりいただきまして、最後の附則でございます。施行期日につきましては、平成25年4月1日でございます。附則の2項でございますが、「準備行為」これにつきましては、いわゆる準備行為として本条例の施行期日までに行われる指定管理者の選定手続などについて準備行為として規定をさせていただいております。

表以下につきましては、従前と内容が変わることはございません。同じものでございます。

以上でご説明終わらせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

委員長（古田土暢子君）

説明が終わりました。

これから質疑に入ります。

何か質問などございますか。

山城委員。

委員長職務代理者（山城清邦君）

教えていただきたいことが1つあります。19条の地方自治法第244条の2第3項の規定というのは、これは具体的にはどういう規定になっているのでしょうか。

委員長（古田土暢子君）

生涯学習担当部長。

生涯学習担当部長（山田雄三君）

地方自治法第244条の2第3項というのは、公の施設について、指定管理者に管理させることができることを規定しているものですが、詳しくは秋川キララホール館長から説明いたします。

委員長（古田土暢子君）

キララホール館長。

秋川キララホール館長（平野泰弘君）

ご質問の地方自治法第244条の2第3項の内容ということでございます。条文を読ませていただきます。

普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体

が指定するものに（以下「指定管理者」という）、当該公の施設の管理を行わせることができる、というような内容でございます。

以上でございます。

委員長職務代理者（山城清邦君）

はい、ありがとうございました。

委員長（古田土暢子君）

よろしいでしょうか。

山城委員いいですか。

《なし》

委員長（古田土暢子君）

質問がないようですので、質疑を終了いたします。

議案第１５号あきる野市民文化ホールの設置及び管理に関する条例は、原案のとおり承認することに異議はございませんか。

《異議なし》

委員長（古田土暢子君）

異議なしと認めます。

議案第１５号あきる野市民文化ホールの設置及び管理に関する条例は、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第３ 議案第１６号平成２４年度あきる野市教育委員会所管予算（第１号補正）についてを上程します。

提出者は説明をお願いします。

教育長。

教育長（宮林 徹君）

議案第１６号平成２４年度あきる野市教育委員会所管予算（第１号補正）についての議案を提出いたします。

教育部長より説明いたします。

委員長（古田土暢子君）

教育部長。

教育部長（鈴木恵子君）

それでは、議案第１６号平成２４年度あきる野市教育委員会所管予算（第１号補正）について説明をさせていただきます。

提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定によりまして、平成２４年度あきる野市教育委員会所管予算（第１号補正）について、委員会の意見を求めるものでございます。学校教育関係は私から、生涯学習関係につきましては山田部長から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

１枚おめくりいただきたいと思います。まず、歳入でございます。款１５都支出金、０３委託金、０５教育費委託金、補正予算額１２２万７、０００円の増額ですが、所管課、指導室、言語能力向上推進事業委託金５９万９、０００円、同じく指導室、安全教育推進事業委託金２０万円、また学校給食課食育研究指定地区事業委託金４２万８、０００円に

つきましては、いずれも東京都の委託事業として実施するものでございます。内容につきましては、歳出で説明をさせていただきます。

もう一枚おめくりください。

歳出でございます。款 10 教育費、01 教育総務費、03 教育指導費、補正予算額 79 万 9,000 円の増額でございますが、先ほど歳入でございました言語能力向上推進事業経費 59 万 9,000 円につきましては、児童生徒の思考力、判断力、表現力等を育成するため、言語能力推進校の指定を受け、読書活動や専門家による授業を行い活字に親しむ学校づくりを通して言語能力の向上を図るもので、本事業は屋城小学校で実施いたします。そのための講師等の謝礼及び消耗品費でございます。

続きまして、安全教育推進事業経費 20 万円。こちらにつきましては、児童生徒が危険を予測し、回避する能力を身につけるとともに、社会の安全に貢献できる資質能力を育成するため、増戸小学校、増戸中学校を安全教育推進校として設置し、安全教育を先進的に推進するものでございます。内容といたしましては、講師を招いた安全教育や災害安全に関する小中一貫した指導計画の作成、防災安全マップの作成、地域と連携した小中合同避難訓練等を予定しております。

続きまして、02 小学校費、04 学校整備費 549 万円の増額でございます。草花小学校校舎増築工事設計委託料 116 万 4,000 円は、増築工事の設計は昨年度で完了しておりますが、新たに学校敷地内にある草花児童センターの用途変更などが必要になったことにより設計費を追加するものでございます。また、用地測量の委託料につきましては、草花児童センターの用途変更に伴いまして、児童センターの用地を学校から区分する必要があることから、用地測量を行うものでございます。

おめくりをいただきまして、最後になります裏面の 06 学校給食費、02 給食事業費、食育推進事業経費 42 万 9,000 円の増額につきましては、平成 24 年度からあきる野市が食育研究指定地区に指定されたことに伴い、地場産物の供給ルートの開拓、生産体験学習など、地域に密着した食育の実演をテーマとして研修会や啓発のためのリーフレット等の作成をするものです。

以上が学校教育関係となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長（古田土暢子君）

生涯学習担当部長。

生涯学習担当部長（山田雄三君）

それでは、恐れ入りますが、もう一度歳入の資料にお戻りいただきたいと思います。

よろしいでしょうか。15 款 02、目が 07 です。教育費都補助金でございます。補正予算額が 983 万 2,000 円、これにつきましては、国民体育大会気運醸成・開催記念事業費補助金でございます。これは、実は歳出については充当先が、観光商工課の所管のほうで行いますので、款が教育ではなく 7 款のほうに充当されていますので、歳出についても若干ご説明をここで合わせてさせていただきます。

まず、歳入の内容でございますが、件名のとおり、国体の開催気運を醸成し、またこれを長く記念するため、市町村が行う気運醸成、開催記念事業について東京都の補助率が 5 分の 4 の事業であると。それで、これは主に歳出については、国体推進室と観光商工課、

それぞれ2課が分担して歳出となります。国体推進室については、バッジを作成したり、バッジというのは小中学生を中心におもてなし用のバッジをつくるという予算です。15万5,000円ほど。あと、花いっぱい運動の一環としてプランター等を12万5,000円ほどで予算を組んでおります。その5分の4が補助金に当たると。あと観光商工課のほうのでは、最寄りの駅とか、市内5駅ございますけれども、その駅とかインターチェンジとか、そういうところに花いっぱい運動ということで生花をボランティアの方と一緒につくるとか、あとイルミネーションをやるとか、そういう予算を組んでいるというふうに聞いております。

以上が国民体育大会気運醸成・開催記念事業費補助金の内容でございます。

続きまして、その下、款20諸収入、06雑入の06、162万円の補正額につきましては、これは多摩・島しょスポーツ振興事業助成金でございます。これにつきましては、市町村が実施するスポーツの振興に資する事業を支援することによりまして、多摩・島しょ地域の子供の体力、運動能力の向上や住民の健康の増進、スポーツ人口の拡大を図り、ひいては多摩・島しょのまちの活性化、魅力を高めるといふということもあるという目的でございます。市長会というのがございますが、その傘下の自治調査会というところから10分の10の補助、上限200万円、3年間の限定の補助でございます。

じゃ、おめくりをいただきまして、歳出でございます。款10、04、02文化財保護費、文化財収蔵資料整備事業経費（緊急雇用創出事業）987万円の補正につきましてご説明申し上げます。こちらは二宮考古館、五日市郷土館文化財倉庫などに分散して収蔵している埋蔵文化財資料、考古資料ですが、これらを各施設ごとに目録を作成し、どこの施設にどのような資料が保管されているかを明確にするということが目的です。また、文化財に説明版、これは雨武主神社本殿と大日如来の、この2件について文化財の説明版を作成し市民に文化財に親しんでもらうと、環境整備を行うという、以上2本立ての委託ということになります。緊急雇用ですから、専ら人件費に当たりまして、7人の方に作業をしていただく。作業員7人でございます。

続きまして、その下でございます、目で言うと、06郷土館費、このうちの五日市郷土館運営管理経費112万7,000円でございます。修繕料についてでございますが、これはことしの4月3日に暴風雨によりまして、旧市倉家住宅の屋根の棟が破損をしたため、その修繕を行うということでございます。

続きまして、その下、五日市郷土館等運営管理経費、緊急雇用創出事業でございます。補正額が235万3,000円でございます。これにつきましては、五日市郷土館及び二宮考古館における利用環境の向上において二宮考古館の展示ケースの除菌清掃、屋根や雨どいの清掃。五日市郷土館につきましては、展示室、トイレ等の整備を行うと。いわゆる施設の環境清掃を行うということでございます。主に人件費でございます、作業員は4人ということでございます。

続きまして、その下でございます、08あきる野ルピア運営費106万6,000円の補正予算でございますが、これについては、ルピアで事務室及びルピアホール等に係る空調機の冷媒漏れと室外機のオイル漏れの修繕を行う。これが1点、この修繕費が85万6,000円程度。もう一つが、3階の男子トイレの小便器が破損しているのでこの修繕、こ

れが約２０万９，０００円ほどでございます。合わせて１０６万６，０００円ということでございます。

続きまして、その下でございます。目でいくと０１保健体育総務費でございます。そのうちの一番上です。国体推進室の国民体育大会開催準備事業経費８８万１，０００円。これにつきましては、９月に開催予定のリハーサル大会運営上必要となる物品用具、歓迎装飾品等に係る物資等の保管倉庫を設置するために、新たにそういう保管場所が必要だというための工事でございます。これが８８万１，０００円でございます。

続きまして、その下でございます。国民体育大会開催準備事業経費（緊急雇用創出事業）でございます。補正額は１７５万６，０００円です。これにつきましては、競技別リハーサル大会の競技会場等へ設置する花の肥育管理や運搬開催準備、会場周辺の美化等の業務を、シルバー人材センターに委託するものでございます。履行期間としては、この７月１日から９月３０日ということでリハーサル大会が終了するまで。月２０日勤務で１日５時間程度ということでございます。

続きまして、その下でございます。スポーツ推進課のところで多摩・島しょスポーツ振興事業経費でございます。これは先ほどの歳入でご説明したものでございます。これについては、子供サッカー教室を開催するという事業でございます。内容につきましては、元全日本代表選手による技術指導をメインとした教室と、あと指導者、保護者を対象としたパネルディスカッション等の講演を行うというものでございます。サッカー教室、これは小学生３００人を対象としております。パネルディスカッションについては、大人の方で１００人ということを想定してございます。

続きまして、その一番下になりますが、運動場等維持管理経費４７万円でございます。これは市民球場下水道接続工事に伴いまして、新たに排水設備、汚水ポンプ等を設置したため清掃点検が必要になりました。このため清掃委託経費を補正するものでございます。設備の維持管理基準というのがありまして、それに基づいて４カ月ごとに１回以上の清掃点検を実施するための経費で１４万９，０００円単価なんですけど、これを３回ということで４７万円かかるということで。

以上がご説明の内容でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

委員長（古田土暢子君）

説明が終わりました。

これから質疑に入ります。

何か質問などございますか。

よろしいですか。

丹治委員。

委員（丹治 充君）

歳入の１５都支出金、それから都補助金、０２、０７。この花いっぱい運動のプランターの設置など、具体的な事業はいつぐらいから始まるかという点です。

委員長（古田土暢子君）

国体推進室長。

国体推進室長（橋本恵司君）

事業的には、今現在小中学校にプランターでの花の育成をお願いしているところがございます。ここで東京都のほうから育成のガイドブックが届きました。それをもって小中学校に伺いまして説明等をしていきたいと考えております。それと、その事業の中で、歳出のほうで国民体育大会の業務の委託料、シルバー人材センターに委託するものがあるのですが、それを使って夏休み期間中とかそういうときに育成をお願いするような内容になっております。

以上でございます。

委員（丹治 充君）

ありがとうございました。

それともう一点。

委員長（古田土暢子君）

丹治委員。

委員（丹治 充君）

一番最後の、10教育費、06学校給食費、02給食事業費という中で、食育推進事業経費。これは研究、地場産の食材の活用になると思いますが、具体的にはこれはどこで用されるのでしょうか。給食室か、センターのほうですか。

委員長（古田土暢子君）

学校給食課長。

学校給食課長（小林賢司君）

お答えします。実際には担当課が学校給食課になりまして、今回は42万8,000円の委託金を受けまして、地場産等を活用して、例えば料理教室だとか、あと講習会の開催、それから、今回栄養教諭が給食センターへ配置されましたので、その栄養教諭を活用した授業のための教材、各学校へそういうものを購入。例えば栄養黒板を使いまして授業をする。1年間ではありますが委託金をいただいて食育の推進に当たると。次年度以降は、それぞれそれを踏まえて食育の推進に当たるようにというようなことです。

委員（丹治 充君）

はい、わかりました。

委員長（古田土暢子君）

山城委員。

委員長職務代理者（山城清邦君）

歳入15の02、07、大会気運醸成、それから開催記念事業費補助金が、国体推進室の所管なのですが、先ほどのご説明ですと、国体推進室と観光商工課の2課でこれを執行するという話がありましたけれども、これは端から見ますと国体推進室一本でやればいいのになという感じがぬぐえないんですけども、これ市役所の組織の中での現実的な対応なのかなという気もするんですが、そういうふうに2課で推進するようになったいきさつは何なのかなということ教えてください。

それからもう一つ、緊急雇用創出事業という話が出てきますけれども、それは個々の取り組みですね。これのイメージというのがちょっとよくわからないんですが、この補助金をもらう、そして執行する、その流れをちょっとかいつまんで教えていただけるとあり

がたいんですけども。

委員長（古田土暢子君）

生涯学習担当部長。

生涯学習担当部長（山田雄三君）

まず1点目なのですが、この気運醸成の補助金を何で2課でやるのかという話なんですけど、これについては国体のために気運を醸成するというようなための補助金なんですけど、実はあきる野市には市の大きな施策の1つとして、観光を盛り上げて地域の活性化を図ろうという大きな施策がありまして、そのためにはやはりその気運を高めるとかそういうことが必要だろうということで、この国体を契機として、国体というのはもう2年後には終わっちゃいますから、それ以降も引き続きこういう気運醸成の施策というか、市全体ができるようにしようというようなことで、今からそういう国体を契機としてその観光商工担当部課の方にもやっていただこうと、それを継続していただこうということがありまして、国体推進室だけではなくてそちらの部課も今から一緒にやってもらおうという趣旨で2課にまたがっているということでございます。

もう一つの緊急雇用の話なんですけれども、たしか厚生労働省、国がお金を出して、それを都道府県の自治体が受けて、国から東京都へ受けて、そこで協議をして、そこから各区市町村に出すというような仕組みだったと思います。当然各市では、これ財政サイドがちょっとやっている関係で詳しくはわからないんですが、現場サイドでは、こういう補正とか、当初の段階で要求をして、私どもの財政サイドがそのものを査定するという事なんで、各市から東京都とそういう協議しているところにどういう形で申請しているのかというのはちょっとわかりませんが、もしかしたら枠で来ているのかもしれないし、実績を踏まえていただいているのか、その辺はちょっとわかりません。そういう仕組みになっている。そういうことでご理解をいただければと思います。

委員長職務代理者（山城清邦君）

要するに教育委員会の事業としては、こういう事業をやりたいのだと。そのために財源も必要であるし、こういうのがあるから、じゃ、これを使おうということで、財政の方で話をして、都に話が行ってということですね。

生涯学習担当部長（山田雄三君）

はい。

委員長職務代理者（山城清邦君）

あと、その観光商工課のほうの事業ですが、国体推進室、こちらは国体が終わったらなくなってしまう、観光商工課のほうは継続するからという、このお金使ったその事業の成果というか、それが継続していくような事業にあちらはなっているのでしょうか。

生涯学習担当部長（山田雄三君）

ええ。ほかの課の話なんですけど、委託をするだけではなくて、市民の方、関係団体の方が主体的にできるようなそういう仕組みづくりを考えているというふうに聞いております。

委員長職務代理者（山城清邦君）

ありがとうございました。

委員長（古田土暢子君）

よろしいですか。

《なし》

委員長（古田土暢子君）

質問などがないようですので、質疑を終了いたします。

議案第１６号平成２４年度あきる野市教育委員会所管予算（第１号補正）については、
原案のとおり承認することに異議はございませんか。

《異議なし》

委員長（古田土暢子君）

異議なしと認めます。

議案第１６号平成２４年度あきる野市教育委員会所管予算（第１号補正）については、
原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第４ 報告事項（１）あきる野市小中学校大規模地震対応訓練の報告
について。

報告者は説明をお願いします。

教育総務課長（佐藤幸広君）

それでは、あきる野市小中学校大規模地震対応訓練の報告について、お手元の資料に基づき
ましてご説明させていただきます。

まず、実施日でございますが、平成２４年５月７日月曜日に実施いたしました。参加者
は、小学校、児童４，４９５人、教職員２８２人、その他の者３人、合計で４，７８０人
でございます。また、中学校は生徒２，２６２人、教職員１６４人、その他の者３人で、
合計２，４２９人でございます。合わせますと、参加者総計で７，２０９人の大変大きな
訓練となりました。今回の訓練の特徴でございますが、実施日のみ保護者に通知し、そし
て発生時刻は知らせないという本番に近い形で実施したということでございます。

実施日の経過につきましては、資料のとおりでございまして、午後２時に震度５弱の地
震が発生したという想定から、すべての学校の引き取りが完了した午後７時５６分までの
流れを記載させていただいております。また、午後６時時点の残留児童を対象にアルファ
米を７０食配付したことも、今回の試みの１つでございます。

なお、この大規模地震対応訓練につきましては、５月１１日付の西多摩新聞で大きく取
り上げております。今回の訓練につきましては、成果、そして課題を踏まえまして作成が
必要となっております学校防災マニュアルの内容に生かしていきたいと考えております。

以上でございます。

委員長（古田土暢子君）

説明が終わりました。

これから質疑に入ります。

何か質問はございますか。

山城委員。

委員長職務代理者（山城清邦君）

関連したことになりますけど、教えてください。現在学校でのこうした災害を想定した

備蓄品というのは、どういう備蓄のされ方を、しているのか。考えますと、やはり少なくとも二、三日は帰れない子供や教職員がいたとしますと、水と、それから水道がとまった場合のトイレの問題と、それから寒い時期の場合の防寒、例えば毛布だとか、それから食料、これどうしても必要になると思うのですが。例えば学校単位ではこのような備蓄はしているのでしょうか、いないのでしょうか。

委員長（古田土暢子君）

教育総務課長。

教育総務課長（佐藤幸広君）

それでは、お答えします。今現在学校のほうでは、食料、水、それから今ご指摘のございました毛布等については備蓄はされておられません。ですから、今回の訓練を踏まえまして、実際には引き取りということであっても、今回ですと8時近くには全部引き取りが完了しているわけなんです、もう少し大きな地震が発生した場合にいろいろ今ご指摘のような課題もございますので、今後その辺につきましては検討を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

委員長（古田土暢子君）

山城委員。

委員長職務代理者（山城清邦君）

それから、学校も今かなり携帯の一斉メールを整備していますけれども、震災の教訓としては、一斉メール、いざとなったらほとんど役に立たないというのが1つの経験としてあるのでこのPHSを使ったと思うのですが、これもやっぱり大きな、各家庭との連絡をどうとるとかというのは大変難しいことですよね。ですから、固定電話型PHSですよね、これ。

これ有効だという話になっていますけれども、これももう少し本当に大丈夫なのかということは、今ウィルコム1社しかないと思うんですが、その辺をやはりよく考えていかれたほうがいいのかというふうな気がしております。あと、やはり何人ぐらい子供たち、教職員が帰れないで学校にとどまるかということ考えた場合の、学校単位での備蓄というのは、これぜひ配備しないといけないんじゃないかなという気がしております。これ私の意見ですけれども。

委員長（古田土暢子君）

教育総務課長。

教育総務課長（佐藤幸広君）

メールの件なんですけれども、今回基本的にメールが全部保護者、一部ちょっと届かない部分もあったんですが、届いたという想定で引き取りが小学校の場合はやりました。今山城委員ご指摘のとおり、もっと大きな災害が起きたときに、その通信状況が遮断されてしまうような場合も出てくると思いますので、その場合につきまして、今回やはりこういう訓練をしてみているいろいろな課題が浮き彫りになってきておりますので、その辺今後教育委員会と、あと学校との連絡ですか、どんなふうな形が一番確実なのか。それからあと、これから作成する防災マニュアルの中で、もう連絡が全くとれないなという場合も出てくる

と思われますので、震度幾つ以上の場合は、例えば引き取りとか集団下校とか、その辺のところを明確に示していろいろ今回の課題を生かしながら対応していきたいと思っております。

以上でございます。

委員長職務代理者（山城清邦君）

よろしくお願いします。

委員長（古田土暢子君）

よろしいですか。

丹治委員。

委員（丹治 充君）

とても大事な訓練だろうと思いますので、この訓練というのはこれからもぜひ実施していただきたいと思いますが、具体的に今回の訓練を行うに当たって、教育委員会のほうから各学校へどんな指導があったのか、その指導についてはすべてクリアできていたのか、その辺から課題が出てくるだろうと思うのですが、その辺わかりましたらぜひ教えていただければと思います。

委員長（古田土暢子君）

教育総務課長

教育総務課長（佐藤幸広君）

今回の訓練、先ほども申し上げましたが、今までと大きな違いが、まず実施日だけお知らせしておいて、実際にはいつ起こるかわからないということで実施させていただきました。今までの訓練の中でですと、もうやる日、それからやる時間とかあらかじめ全部保護者に知らせておいて実施しているのがほとんどだったのですけれども、やはりなるべく本番に近い形でというのが第一かと思いますので、丹治委員のご意見等を踏まえながらなるべく近い形で、実際に起きた場合に本当に役立つ訓練にしていければなと思っております。

以上でございます。

委員長（古田土暢子君）

丹治委員。

委員（丹治 充君）

各学校は、それぞれ防災マニュアルつくって持っていますよね。

教育総務課長（佐藤幸広君）

はい。

委員長（古田土暢子君）

指導担当課長。

指導担当課長（千葉貴樹君）

今教育総務課長のほうから話がありましたように、実際の場面を想定してお知らせをしないで実施をするということで、当初保護者、各学校にも混乱を招くのではないかとあったことがありました。それで、今年度入ってからではなくて、昨年度中から幹事校長会で小学校や中学校のさまざまな意見をちょうだいする中で、そういった課題と思われることについては、いろいろな協議をして、今回臨んだというところです。そういった経緯の中

で校長会、副校長会、生活指導主任会等順番を踏んで説明して実施したところなんですが、ここに出ているような課題とともに、今回保護者の申し出によって中学生が小学生を引き取りをするといったような取り組みをしたんですが、ここでの小学校と中学校の連絡のあり方等につきましては、ちょっと小学校の認識と中学校の認識と少し異なったところがありましたので、今後同じような内容で実施する場合にはその辺をクリアにした上で実施する必要があるかなというふうに考えてございます。

以上です。

委員長（古田土暢子君）

よろしいですか。

山城委員。

委員長職務代理者（山城清邦君）

ご参考までに、さっきの備蓄のお話なんですが、東京都が全面的に財政措置しまして、都内の認可幼稚園に対しましては、子供1人当たり1万円の予算措置をしまして、その中で必要と思うものを買っていいということで、ほぼ今年度でその事業終了すると思います。それから、認可保育園も、これはずっと前からなんですけど、子供たちがどのぐらい、何時間とどまるかで、大体どこの園も備蓄品は持っています。一応ご参考までに。

委員長（古田土暢子君）

教育部長。

教育部長（鈴木恵子君）

防災につきましては市の防災計画に基づいて今やっているわけなんですけど、備蓄につきましては、その中で今現状では市としては市内数カ所に保管しているところから運ぶというのが原則になっております。したがって、現在は学校で保管はしていないんですけれども、今後につきましては、ここで東京都から出された予測も含めまして再度見直しが必要だというふうに、今回の訓練も通しまして感じております。その辺は、防災担当課とも順次検討を進めていきたいというふうに考えております。

委員長職務代理者（山城清邦君）

個人的な感想ですけど、市内の数カ所から運ぶということ自体に多分無理があって、まず、それはできないんじゃないかということをお前提にして動かないと、もうこれからはなにもできないんじゃないかなという気がしますけども。

以上です。

委員長（古田土暢子君）

教育長。

教育長（宮林 徹君）

今山城委員が言われたように、今回実際にやってみて、アルファ米を70食からつくって、学校へ子供が6時以降いるところに運んだわけだけでも、そういうことをしていながら、実際こんなことやって運べないよなということもあるわけだね。教育長室でつくったものをパックにきれいに詰めて、70人分のものを3つに分かれて職員がそれぞれの学校にいる子供に配ったんだけど、これ本当だったらこんなことやれないだろうというふうに思いながらもやったわけですけども。やはりやってみて、子供が学校にいる間に

起こったとき、それから日曜日や土曜日と家にいるときとか、それから真夜中とか、そういう起こる時間帯によって違うと思うんです。しかし、学校で起こったときには少なくとも預かっておいてというときには、今のようなことがとても必要なんで、じゃ、そういうものを備蓄をしておく箱はどこに置くのかとか、それは校舎の中に置くのではなくて外に置いて置かなくちゃ意味がないんだと思う。そういうものをつくるとか、やはりそういう問題も出てきているし、どうするのかということもこれから真剣に考えたときに必要なことになるんだと思うふうに思っています。こちらから運べるものは運ぶけども、遠いところなんかはとても持っていけないですから。

委員長（古田土暢子君）

よろしいでしょうか。

《なし》

委員長（古田土暢子君）

では、本件は報告として承りました。

続きまして、日程第5 報告事項（2）あきる野市小中一貫教育推進基本計画策定委員会の設置について。

報告者は説明をお願いします。

指導担当課長。

指導担当課長（千葉貴樹君）

では、あきる野市小中一貫教育推進基本計画策定委員会の設置要領についてご説明を申し上げます。

この策定委員会は5月10日に設置をされまして、第1回目が5月21日に実施をされました。

それでは、お手元の報告事項に従いまして説明をさせていただきます。第1条、目的及び設置。第2条、策定委員会は基本計画の原案を策定いたしまして、それをあきる野市教育委員会に報告をするといったようなものでございます。第3条、策定委員会は、次の者をもって組織をするといったところで、そちらをごらんいただけたらと思います。市内部、それから校長会、それから保護者代表で組織をいたします。第4条、委員長は教育部長の職にあるもの。それから、4、副委員長は校長の職にある者ということで、小中校長会長がこの任に当たります。

第6条、委員の任期は、第2条の規定による報告の終了をもって満了となります。第7条、策定委員会の中では大きく2点について検討部会を設置して協議を進めてまいります。1点目が指導計画等検討部会、主に小中一貫教育の内容について検討をいたします。2、施設整備等検討部会、これは小中一貫教育校の設置、運営、それから施設の整備に関することについて協議を進めてまいります。

裏面にいっていただきまして、指導計画等検討部会。これは指導担当課長が会長を務め、副部会長はあきる野市立増戸中学校の校長がこの任に当たります。それから、施設整備等検討部会の会長は教育総務課長、そして部会長は増戸小学校の校長がこの任に当たります。それぞれで先ほど申し上げました内容について検討、特に調査研究を行い、策定委員会の中でご報告をしていくといったような流れになります。策定委員会の庶務は指導室、それ

から指導計画等検討委員会はこれも指導室、それから施設等検討委員会につきましては教育総務課で担当することになっております。

それから、あわせてもう一枚のほうをごらんいただきたいんですが、こちらは「あきる野市中学校区小中一貫教育推進プロジェクト設置要領」です。大きくそういった策定委員会の中で基本計画を策定していくんですが、それと並行して第1条にお示ししましたように、小中一貫教育の実施指針、それから策定委員会の協議事項を踏まえて、今年度中に中学校区ごとに、そういった小中一貫教育の推進プロジェクトを設置して準備を進めてまいります。

内容につきましては、第2条、もう少し具体的に書いてあります。まず、児童生徒の実態に即して、一貫教育等をもとにして目指す子供像、育てたい力を決定し、そういった子供たちの育てたい力を育成するために、小中一貫した指導計画を策定するための基本方針といったものを策定する。それから、ア、イ、ウでお示ししたような視点で小中一体となった取り組みの基本方針を明確にしてまいります。

第3条、プロジェクトは、実施指針に示された中学校区ごとに学校区内の小中学校を次の者をもってということで、校長、副校長、教務主任、またその他必要と認める者といった委員の中で協議を進めたいと思います。委員長は中学校長の職にある者といったことになっております。

裏面に行っていただきまして、作業部会ということで、こちらはいわゆるそれぞれの推進プロジェクトの際に、学校ごとに作業部会を設置して、そしてその中で実態調査、それから協議を進めて、それを推進プロジェクトに報告をしていくといったような流れになってございます。

今言った策定委員会、それから検討部会、それから推進プロジェクトがどういった関係になっているのかといったものは、その一番下のところにお示しをしています。

以上でございます。

委員長（古田土暢子君）

説明が終わりました。

これから質疑に入ります。

何か質問などございますか。

教育長。

教育長（宮林 徹君）

これは非常に教育委員会が進めていこうとする大きな施策の1つで、すべての学校にこの小中一貫教育を推進するということを示しているわけですが、今、今日と明日ですが、校長先生方の学校経営の自己申告書の提出を求めて、それでヒアリングをしているのです。今日午前中7人の校長先生方とお話をして、自分はこんなふうな経営をしたいんだというそれぞれの学校経営の。それ、すべての校長先生方のその基本的な方針の中の1つに、この小中一貫教育を推進するというのが入っているのです。入っていないや言うからね。必ず入れてあるのです。そして、それを推進していくということが書いてあります。したがって、今後こういった組織ができて、それぞれの学校がそれぞれの自分の地域の小学校、中学校をどういうふうにしていくかというのは一気に進んでいくし、進めてい

きたいと思っています。今のところ、すべての校長先生は小中一貫教育というのが自分の自己申告の中の幾つかあるうちの1つに必ず書いてあります。

委員長（古田土暢子君）

よろしいでしょうか。

《なし》

委員長（古田土暢子君）

では、本件は報告として承りました。

続きまして、教育委員報告です。

それでは、教育長から報告をお願いします。

教育長（宮林 徹君）

私のはいつものようにありますとおりでございます。前回の教育委員会から今日までの間にいろんなところで行われた会議、出席した会議が書かれておりますので、見ておいていただければと思います。あと、各課のものもありますので、後ほどまた質問していただければというふうに思います。

委員長（古田土暢子君）

ほかの教育委員さんからは報告などいかがでしょうか。

山城委員。

委員長職務代理者（山城清邦君）

この前、川口市で開かれました関東甲信越静の総会に出席させていただきまして、そのときに文科省の学校図書の担当の方から、地方交付税ではあるけれども、図書の充実の予算配分したからという話がありました。あきる野市に入ってくる図書のお金を、ほかの部署に使われなくて、全額子供たちの図書のほうに回るように、ぜひ市長にお話をして、確保すべきではないかなと強く感じました。

委員長（古田土暢子君）

よろしくお願いいたします。

教育長（宮林 徹君）

地方交付税で一般に入ってきてから、色がついていてこの金がそうですというんじゃないくて、中には「入っているよ」と言われて、「はい、そうですか」、これだとわかんないんだよ。だけど、幾ら幾らあきる野は来ているはずだけれども、それはそっくり学校図書の充実のためにいただきますよということをもう上のほうに言っているんです。部長が「来るはずですから、お願いしますよ」と言っているんです。

そういうお金は充実したものに使っていきたいというふうに思います。

委員長（古田土暢子君）

よろしくお願いいたします。

委員長職務代理者（山城清邦君）

よろしくお願いいたします。

委員長（古田土暢子君）

丹治委員、いかがですか。

よろしいですか。

5校ほどの運動会がありましたけれども、五日市小学校では初めての小宮小との統合後の運動会でしたけれども、私もちょっとぎりぎりで伺ったもんですから、本当少ししかその様子が見られませんでしたけれども、元小宮の先生をされた方が、小宮の子供たちが五日市の子供たちと非常に本当に溶け合ったような形で、すごくどれが小宮の子かなってわからないくらいな活動が見えていたということで、非常に喜んでらした言葉を聞きまして、ああ、安心したなという思いがいたしました。本当にことは先週、今週とお天気が続いて、小学校の運動会はよかったなと思います。またあと少し残っておりますので、お天気を祈っております。

委員（丹治 充君）

ちょっとよろしいですか。

委員長（古田土暢子君）

丹治委員。

委員（丹治 充君）

増戸小学校の運動会を拝見しまして、先ほど小中一貫の中で取り上げていただいた内容が、設置要領あるいはプロジェクトの設置要領など、その辺の行事については取り組めるものがあるのではないかと。運動会るとき感じました。

それから、きのう五日市会館では、あきる野市の書道展をやっていました~~ね~~。それを拝見したのですが、これは一般の方から幼児まで作品が出ていました。そういった意味で小中一貫教育という関係では、かなり合同の行事などが組めるのではないかと、そんな思いもいたしました。

委員長（古田土暢子君）

私も五日市書道展はちょっと行ってみまして、ことは例年になく児童生徒、それから高校生、大学生の作品がすごくふえておりまして、それから硬筆の作品も多かったり、とってもすそ野が広がったそういう伝統の書道というものがすごく見直されて、皆さんそういうものに取り組まれているなという思いがいたしまして、もう本当いい卵が育っているなという思いがいたしました。

それから、今回委員長を引き受けまして、市町村の教育委員会連合会、それと関東甲信越静岡の教育委員会連合会、それと全国の教育委員会連合会のほうの役を持たせていただいて、このたび総会で無事に西東京市に引き継ぐことができまして、これも皆さんが応援していただいたおかげと、事務局のお力があつたと思います。本当にお疲れさまで、お世話になりました。ありがとうございました。

委員長職務代理者（山城清邦君）

ご苦労さまでした。

教育長（宮林 徹君）

ご苦労さまでした。

今度顧問ですよ。よろしくお願いします。

委員長（古田土暢子君）

本当にお世話になりました。ありがとうございました。

あと、よろしいでしょうか。

《なし》

委員長（古田土暢子君）

それでは、教育委員報告は終了いたします。

最後に事務局から、今後の日程などについてご案内をお願いします。

教育総務課長（佐藤幸広君）

それでは、今後の日程等についてご案内させていただきます。

まず、平成24年度教育委員学校訪問についてでございます。6月は、6月1日に東秋留小学校、6月15日に一の谷小学校を訪問する予定となっておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、次回の6月定例会のご案内でございます。6月は28日木曜日に開催いたします。

以上でございます。

委員長（古田土暢子君）

ありがとうございました。

以上をもちまして、あきる野市教育委員会5月定例会を終了いたします。

お疲れさまでした。

閉会宣言 午後3時12分